

## 昇降機（エレベーター）設備 要求水準書（案）

## I. 一般事項

1. 本設備は、建築基準法、同法施行令及び同令に基づく告示並びに条例等の定めによる。
2. 用途は、乗用（兼車椅子用）とし、ロープ式・機械室なしの構造とする。  
（「機械室なし」とは、平成 12 年建設省告示第 1413 号第 1 第 3 号に適合する駆動装置を昇降路内等に設置するエレベーターをいう。）
3. 定格積載量は 750kg・定員 11 名・定格速度は 45m/min とする。
4. 停止箇所は地階から最上階（搭屋階は除く）各階とする。
5. 可変電圧可変周波数制御（VVVF）方式、乗合全自動操作方式とする。

## II. 機材その他仕様

1. かごの内のり寸法は、間口 1400mm、奥行 1350mm、高さ 2300mm とする。
2. 有効出入口寸法は、幅 800mm、高さ 2100mm とする。なお、戸形式は二枚戸両引き式とする。
3. かご室天井は、スタンダードタイプ（製造者仕様）とする。
4. かご室壁・扉は鋼板化粧シート貼、扉に SUS 目地付。
5. かご室床は、合成樹脂タイル 3t 貼り仕上げ。
6. 三方枠、乗場戸は、全階 ステンレス製鏡面エッチング仕上げ。乗場戸は全階遮煙機能付（認定番号取得済み）。かご敷居はステンレス製とする。
7. 多光軸ドアセンサー（3 箇所以上）、気配りドア。
8. 遠隔監視用インターフェース付、地震時管制運転装置（S 派・三段設定）付。
9. 停電時自動着床装置、火災管制運転装置、福祉型標準仕様（車椅子仕様）、視覚障害者対策（音声案内・点字）、各階案内表示、館内放送用スピーカー付。
10. エレベーター運行監視盤（運転表示・異常表示・インターホン・地震管制、火災管制、自家発時管制、停電時管制、浸水時管制、ピット冠水時管制・運転スイッチ）を中央監視室内に設置する。
11. エレベーター遠隔監視用（電話回線）配管及び配線を設ける。
12. その他、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書（機械工事設備編）平成 25 年度版による。耐震安全性分類は A09 クラスとする。